



知財サービス ニュース

特許事務所 日本知財サービス

代表 藤田貴男

(工学博士・弁理士, fujita@jp-ips.com)

最新ニュース・割引情報・
無料セミナーなど

検索 | 日本知財サービス



2014・1・10

〒106-0032 東京都港区六本木6-3-1

六本木ヒルズ クロスポイント9階

Tel:03-5786-3400(代表) Fax:03-5786-3433

info@jp-ips.com(代表)

謹賀新年



平成26年元旦

新春展望

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

東京オリンピック2020年開催

昨年9月7日、南米アルゼンチンの首都ブエノスアイレスで開かれたIOC総会において、2020年オリンピック・パラリンピックの開催都市が東京に決定されました。前回1964年の東京オリンピックでは、戦争からの復興と国際社会への参加という大きな希望の下、首都高速道路や新幹線など、都市のインフラ整備が進みました。半世紀を経て、二度目となる2020年は、東日本大震災からの復興、福島第一原子力発電所事故からの復旧が進み、東京だけでなく、日本全体で、パラリンピック開催を契機としたバリアフリー化など、成熟した社会に向けた整備が一層進むようにしたいものです。

明るさの見える日本経済

昨年12月16日に日銀が発表した全国企業短期経済観測調査（短観）によれば、大企業の製造業、非製造業における業況判断指数（DI）がいずれも4四半期連続で上昇し、中小企業の製造業と非製造業でも、最近の景気が「良い」と考える企業の割合が「悪い」とする企業を上回りました。業況が「良い」とする判断が「悪い」とする判断を上回るのが中小企業の製造業と非製造業とでそろうのは約22年ぶりのことでした。4四半期連続して改善している大企業の景況感に表されている景気回復の波が中小企業にも広がり始めたように思われます。

本年4月からの消費税の税率引き上げがどのような影響を及ぼすか不透明なところがありますが、政府は、消費税増税時に実施する経済対策を盛り込んだ2013年度補正予算案を昨年末に閣議決定しました。2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けたインフラ整備に1011億円を計上する、等、鮮明になりつつあ



る景気回復を一層確実なものにする施策が進められようとしています。

年々増加する世界の特許出願

世界知的所有権機関（WIPO）は、世界の特許の出願受付件数などをまとめた「2013年世界知的所有権指標」を昨年12月9日に発表しました。これによりますと、2012年における世界での特許出願件数は約235万件と過去最高でした。リーマンショックの影響で出願件数が減少した2009年の後、対前年比7.6%増（2010年）、同8.1%増（2011年）と出願件数が増加していましたが、2012年の対前年度比は9.2%増で、この増加率は、2012年までの18年間で最も大きなものでした。

自国語で、自国の特許庁（受理官庁）に提出することにより、特許協力条約（PCT）に加盟している世界140を越える国に特許出願した効果を得ることができ、その後、所定の期間（優先日＝基礎になっている最先の特許出願日から、原則、30ヶ月以内）に、審査を受けることを希望する国の特許庁へ、その国の公用語に翻訳した翻訳文を提出し、出願料を納付する、等の所定の手続を行う国際出願の出願件数も年々増加し、世界で19万件を越えました。

最も多く特許出願を受け付けた国は中国で2年連続の1位（65万2777件、対前年比24.0%増）。中国の受付件数比率は、全体の1/4を超える27.8%になりました。2位以降は前年と同じく、2位 米国（54万2685件、対前年比7.8%増）、3位 日本（34万2796件、対前年比0.1%増）で、4位 韓国、5位 欧州特許庁でした。

日本の特許出願件数は前年比0.1%増でしかありませんでしたが、リーマンショックの影響を受けた2009年に大幅に減少し、その後、漸減傾向にあったものが、ようやく、対前年度比で増加に転じました。また、日本国特許庁が受け付ける国際出願の件数は年々増加し、対前年比12.7%増で4万件を越え、世界中で行われている国際出願の5件に1件は日本国特許庁が受け付けているものでした。

新たな、大きな希望をもった一年に

「経済のグローバル化が進展し、知的財産戦略が企業競争力の源泉になっている」と考えている経済産業省・特許庁は、本年3月をめどに、日本再興戦略（成長戦略）（平成25年6月14日閣議決定）の実現に向けた知的財産政策の中長期計画を示すとしています。

昨年末の臨時国会では、「アベノミクス」の第三の矢とされている日本再興戦略に盛り込まれた施策を確実に実行し、日本経済を再生し、産業競争力を強化することを目的とした産業競争力強化法が成立しました。成立した産業競争力強化法の関連施策として「中小企業等に対す

る、国内出願、国際出願の際の料金の減免の特許法の特例」が導入されることになりました。

昨年11月28日に開催された産業構造審議会第3回知的財産分科会にはこの特例措置の内容が資料として特許庁から配布されました。詳しくは、今後、政令で示されることになりますが、「産業競争力の強化に資する措置として、中小・ベンチャー企業等を対象とした特許料等の減免措置を講じる。この措置を同一内容の案件に適用する場合、日本の料金水準は米国の最大限の減免措置の約半分の水準になる。」という意欲的な施策が計画されているようです。

国が、知的財産の保護強化、これによる企業競争力の強化と、日本の産業、社会の活性化を目指して種々の政策・施策を実行することは重要ですが、産業活動の担い手自身が、果敢なチャレンジ精神と、旺盛な創作意欲を發揮して、革新的な技術の開発に取り組むことが何よりも大切です。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催という大きな目標が設定された本年を、新たな、大きな希望をもって始めたいものです。

以上

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

今年4月1日からの 特許料等の減免措置

～産業競争力強化法～

産業競争力の強化に資する措置として、特許庁は4月1日より中小・ベンチャー企業等を対象とした特許料等の減免措置を講じることを決定しました。この措置を同一内容の案件に適用する場合、日本の料金水準は米国の最大限の減免措置の約半分の水準になります。

■減免の対象■

産業競争力強化に資する技術分野の出願について、新たな産業の創出に対する寄与の程度と資力を考慮して定める要件に該当する者を対象に、特許料等の減免措置を講じます。具体的な対象者としては以下を想定（政令委任事項）。

①小規模企業（従業員20人以下、商業・サービス業は5人以下）

②中小ベンチャー企業（設立10年未満、資本金3億円以下）

※①及び②ともに個人事業主を含む。大企業の子会社など支配法人のいる場合は対象外。

■減免措置の内容■

集中実施期間（平成25年度以降の5年度の期間）の時限措置（施行日から時限の期間内に審査請求又は国際出願したものが対象）として特許料等を軽減。具体的には1／3に軽減することを想定（政令委任事項）。

＜国内出願＞

①審査請求料……1／3に軽減

②特許料（第1年から第10年分）……1／3に軽減

＜国際出願（PCT出願）＞

※日本語の出願に限定
①調査・送付手数料（JPO分）……1／3に軽減

②予備審査手数料（JPO分）……1／3に軽減

※出願手数料と予備審査手数料（いずれもWIPO分）については、1／3まで軽減すべく交付金を予算要求中。

審決紹介

別掲商標は、構成中「Habsburg」の文字がかつて存在したオーストリアの王家「ハプスブルク家」を意味するとしても、当家は1918年に君主としての地位を失って既に95年が経過し、今日「オーストリアの王家としてのハプスブルク家」が存在していないことから、オーストリア国民の感情を害し、国際信義に反するとは言えず、商標法第4条第1項第7号に該当しない、と判断された事例（不服2013-761、平成25年8月9日審決、審決公報第165号）

別掲
(本願商標)



1 本願商標

本願商標は、別掲の通りの構成によりなり、第3・29・30・32・35・41・43類に属する商品及び役務を指定商品及び指定役務として、平成24年3月5日に登録出願されたものである。

2 原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標はその構成中に『オーストリアの王家であったハプスブルク家』を看取させる『Habsburg』の文字を有してなるものであるから、これを該王家と何等関係のない出願人が、本願商標をその指定商品について採択使用することは、オーストリア国国民の感情を害し、国際信義の観点に照らして穩當でない。従って、本願商標は商標法第4条第1項第7号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、別掲の通り、内側の線が太い二重線で描かれた円形の輪郭内に、直立した2頭の鷲としき鳥が両側から王冠を頭上で支える態様からなる王紋章様の図形があり、その図形中には、「T」「H」の各欧文字を有し、かつ、その図形下に「Habsburg」の欧文字を配した構成よりなるものである。

そして、その構成中「Habsburg」の文字はかつて存在したオーストリアの王家「ハプスブルク家」を意味するものである処、フリー百科事典ウィキペディアによれば、該ハプスブルク家の最後の皇帝カール一世は、1918年にオーストリア＝ハンガリー帝国から亡命し、それ以降、ハプスブルク家は君主としての地位を失っている。現在、オーストリア共和国は連邦共和制の国家である。

そうしてみると、該「Habsburg」の文字は原審説示のように、「オーストリアの王家であったハプスブルク家」を看取させる場合があるとしても、1918年に君主としての地位を失ってから、既に95年の歳月が経過しており、今日において、「オーストリアの王家としてのハプスブルク家」が存在していないことは周知であることから、請求人が本願商標を使用したとしても、「(オーストリアの王家としての)ハプスブルク家」と関わりがあるかの如く、取引者、需要者が誤信等する虞があるとは、もはや言い難いものであって、さらに、オーストリア国民の感情を害するとまでは認められないというのが相当である。

また、当審において調査したが、「ハプスブルク家」の尊厳や権威等を保護すべき事情は認められず、該文字を商標として採択使用することが、オーストリア国民の感情を害すると認め得る証左は、発見することができなかった。

してみれば、本願商標は国際信義に反するものというべき事情はなく、また、その構成自体がきょう激、卑わい、差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような構成でないことは明らかであり、かつ、本願商標をその指定商品及び指定役務に使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するものではなく、加えて、他の法律によってその使用が禁止されているものとすべき事実も認められないものである。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第7号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、妥当でなく、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。よって、結論の通り審決する。

おしらせ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権		●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。
昭和29年	商標登録第445873号～第447287号	商標権存続期間更新登録申請に際しては、更新登録申請書を提出し、この申請書に登録料を表示し、又は登録料を添付します。(尚、存続期間経過後6ヶ月は登録申請できます)。
〃39年	〃643991号～第646170号	平成9年4月1日から更新登録手続が変わりましたので、ご注意下さい。更新登録申請について疑問点などございましたならば、お知らせ下さい。
〃49年	〃1067711号～第1073299号	
〃59年	〃1689805号～第1698418号	
平成6年	〃2671501号～第2683505号	
平成16年	〃3371457号～第3371457号	
平成16年	〃4775335号～第4782541号	
各年の6月1日～6月30日までに設定登録された商標権		

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成23年2月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは1月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたならばお問合せください。

●特許料等の減免制度

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、

審査請求料と特許料（第1年分から第10年分）の納付について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
25年9月分	29,972	9,350
前 年 比	96%	101%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm